

お得な前納報奨金制度の利用について!

市県民税(普通徴収分)固定資産税(都市計画税を含む)の第1期の納期中に第1期から第4期までの税額を一括して納付していただくと前納報奨金が受けられる制度があります。

報奨金は、納期前に納付した税額の100分の0.5の額に、納期前の月数を乗じた額が受けられます。

注1 100円未満の端数は切り捨てます。

注2 一つの納期の税額が20万円を超える場合は、20万円とします。

注3 報奨金が200円未満の場合は交付しません。

納税通知書の1面に報奨金の額が記載されていますのでご覧ください。

詳しい内容については税務課までお問い合わせください。

■ 問合せ:仙北市税務課

TEL(43)1117

脳卒中の予防調査にご協力いただける方を募集

市立角館総合病院では、厚生労働科学研究事業による脳卒中一次予防調査(慶応大学)に参加しています。

■ 目的:高血圧、高脂血症、糖尿病を有する高齢者において「アスピリン」一次予防投与による効果/副作用の評価をする。

■ 対象: 高血圧、高脂血症、糖尿病を有する方 脳血管、冠動脈を含めた動脈硬化性疾患の既往がなく、各選択基準を満たす方 年齢60~75歳(男女)

■ 募集数:30人

■ 受付期間:平成18年9月まで

申込は、氏名・生年月日・性別・住所・郵便番号・連絡先・病名を記入し、返信用封筒を同封して地域医療連携室へ。なお、協力者には、血圧計等が無償で貸与されます。

■ 問合せ:

〒014-0394 角館町上野18

市立角館総合病院

地域医療連携室 TEL(54)2111

行政に対する困りごとは行政相談委員に!

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国等の役所の仕事について困っていることや意見・要望を受け付け、解決を図るとともに、制度や行政運営の改善を図る、いわば「行政と住民のパイプ役」です。

仙北市の行政相談委員は次の3名の方で、自宅で相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

行政相談員	住 所	電話番号
阿 部 幸 司	角館町雲然上町屋79-2	(55)2845
難 波 輝 子	田沢湖生保内字水尻7	(43)0782
小 西 範 子	西木町上桧木内字中泊97	(49)2154

また、5月22日(月)から28日(日)までの1週間は、「春季行政相談強調週間」です。この週間にあわせて、次の相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。

期 日	時 間	場 所	相談委員
5月23日(火)	13:00~16:00	桧木内地区公民館	小 西 範 子
5月24日(水)	13:00~16:00	田沢交流センター	難 波 輝 子

■ 問合せ:仙北市役所 総務課 TEL(43)1111

介護保険事務所からのお知らせ

平成18年4月から福祉用具の購入に事業者指定制度が導入されます

介護保険では要介護認定・要支援認定を受けて、居宅で介護を受けている人が、特定福祉用具(介護保険で対象となる5品目)を購入された場合に、申請により費用の9割分が保険から給付されます。

これまでは、購入した店に関わらず、申請をすることにより介護保険から9割分が支給されておりました。

平成18年4月からは、福祉用具購入に事業者指定制度が導入され、指定を受けた事業者から購入した福祉用具のみ支給対象となります。購入される場合、販売店にご確認ください。指定を受けていない事業者から購入した場合は費用の9割分が支給されませんので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

また、費用の支給については、今までどおり全額をいったん負担していただき、申請により9割分をお返しする償還払い方式となります。申請には、申請書と領収書、購入した福祉用具のパンフレット(写しでも可)等が必要となります。申請の受付については、介護保険事務所、大仙市役所、仙北市役所、美郷町役場(各支所を含む)の介護保険担当窓口で行っております。

特定福祉用具/腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分
限度額は年度あたり10万円までとなります。原則として同一年度内に同一種目の福祉用具を2つ以上購入することはできません。

問い合わせ先 〒014-0805 大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所 仙北庁舎内)

介護保険事務所 保険管理班 TEL 0187-86-3911